②　中国地方整備局発注工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用工事」(詳細は入札説明書【別添1】による。)(中国地方整備局管内の施工に限る)に該当する工事で過去5年間（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　女性活躍推進法に基づく認定等、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無について評価する。

2）配置予定技術者の能力(審査評価点)

①　申請書に記載された平成15年4月1日以降に完成した同種工事の実績において、「1棟の延べ面積が2,900㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の3階建以上の施工実績」及び「公共建築工事標準仕様書等」を適用した施工実績の有無について評価する。

従事役職が担当技術者の場合には、主任（監理）技術者又は現場代理人の評定点の場合での加算点の1／2とする。

なお、平成15年4月1日以降に産休育休を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める評価対象期間に加えることができる。

②　申請書に記載された平成15年4月1日以降に完成した同種工事において中国地方整備局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部（営繕事務所を含む)、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者であるものにおける評定点について評価する。

従事役職が担当技術者の場合には、主任（監理）技術者又は現場代理人の評定点の場合での加算点の1／2とする。

なお、平成15年4月1日以降に産休育休を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記4(4)2）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画)を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。)の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

1）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の面から適切な施工体制」について着目し評価する。

2）技術提案（具体的な施工計画)(加算点)

①　「コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」　庁舎・車庫・道場棟は鉄筋コンクリート造であるため、コンクリートの中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るためには、コンクリート躯体の密実性や外壁のひび割れ防止及び良好な仕上がり状態を確保することが重要である。

このため、本工事におけるコンクリート躯体工事（鉄筋及びコンクリート工事）の品質確保に対する具体的な提案を求める。

⑵　3(1)Ⅰにより、選抜された者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の1）～3）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

2）「コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

3）評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀6番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課契約係　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

1）入札説明書は、平成30年8月22日から平成31年1月7日までに電子入札システムから入手するものとする。
電子入札システム
http://www.e-bisc.go.jp/

2）電子入札システムの利用ができない場合は、以下の場所でも交付する。
交付期間：平成30年8月22日から平成31年1月7日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。
交付場所：上記4⑴に同じ。
申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はＦＡＸによる入手申込みは認めない。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵1）と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵2）の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、ＦＡＸにて申込（様式自由。)すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、連絡担当者名

⑷　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1）一次審査に関する資料(企業の施工実績、配置予定技術者の能力)

平成30年8月23日から平成30年8月31日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年8月23日から平成30年8月31日（土曜日、日曜日、祝日を除く）毎日9時00分から17時00分までに、上記4⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。)すること。

2）二次審査に関する資料（技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画))(選抜された者)

上記3Ⅰに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出すること。

平成30年9月28日から平成30年10月17日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年9月28日から平成30年10月17日17時（土曜日、日曜日、祝日を除く）毎日9時00分から17時00分までに、上記4⑴に直接持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。)すること。

⑸　一次審査結果の通知　本工事の一次審査に係る評価の結果は、平成30年9月27日に通知する。